

# 一般社団法人 近畿建築確認検査協会 細則

## (入会金)

第1条 会員は入会時に次に定める入会金を全額納入しなければならない。なお、入会金は一括納入とし、納入金は返還しない。

- (1) 正会員 入会金 70,000円
- (2) 準会員 入会金 70,000円
- (3) 賛助会員 入会金 法人 30,000円、個人 無し

## (会費)

第2条 会員は毎年度の会費として、次に定める額を納入しなければならない。なお、会費は一括納入とし、納入金は返還しない。

- (1) 正会員 会費年額 70,000円
- (2) 準会員 会費年額 30,000円
- (3) 賛助会員 会費年額 法人 30,000円、個人 3,000円

2 新に入会した者は、入会の月から月割で本会会費を納入しなければならない。

## (理事)

第3条 理事 正会員が選任した者の中から理事選出規程により選任するものとする。

## (監事)

第4条 監事 正会員が選任した者の中から監事選出規程により選任する。

## (会務)

第5条 会長・副会長及び理事は次の如く分け、会務を分掌する。

- (1) 総務 総会・理事会・事務局に関する事項、その他、他の所管に属さない事項
- (2) 業務 業務規定・報酬基準等業務の向上に関する事項
- (3) 財務 財務運用並びに会計に関する事項
- (4) 研究 建築確認検査技術の向上に資する諸企画に関する事項

## (報告)

第6条 会長・副会長及び理事は、その分掌会務につき常時理事会に報告しなければならない。

## (委員会)

第7条 委員会の委員は、正会員及び準会員に属する者の中から理事会の議を経て選任し、会長が委嘱する。ただし、必要があるときは、会長は正会員及び準会員に属する者の中から委員を委嘱することができる。

- 2 委員長は、正会員に属する委員の中から理事会の議を経て選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(予算)

第 8 条 収支予算案の編成は、副会長及び担当理事が立案し、理事会で審議の上決定する。

2 項目についての予算の流用は、理事会の承認を得て、これを執行する事ができる。

(経理)

第 9 条 収支は担当理事がこれを執行する。但し、予備費の支出は理事会の承認を要する。

(慶弔金)

第 10 条 会員の祝いについては、理事会の承認を得て金品等の祝意を表す。

2 会員の不幸に際しては、次の基準により金品を贈り、弔慰を表す。

役員 弔慰金 30,000円及び榎一対または相当額

(理事会)

第 11 条 会長は議案により、理事会に各委員会等の委員長又は副委員長の出席を求め意見を聞くことができる。

(雑則)

第 12 条 会計の収支原簿及び証憑書類は監事の捺印を得てこれを 5 年間保存しなければならない。

(改正)

第 13 条 この細則で別に定めるもののほか、細則の施行に必要な規定の設定及び改廃は、理事会の議決を経て定める。

(略称)

第 14 条 当法人の英文表記は、Kinki Building Confirmation and Inspection Center とし、略称を「KBCI」とする。

付 則

(施行期日)

1 本細則は令和 6 年 5 月 9 日から施行する。